

2026 年 8 月より高額療養費制度が改正されます

2026 年 8 月より高額療養費制度が改正されます。

- ・高額療養費の自己負担限度額に新たに年間の上限額が新設されます。
- ・自己負担限度額の上限額が変わります。

高額療養費の「年間上限」について

2026 年 8 月から、高額療養費の自己負担限度額に新しく「年間上限」が設けられます。1 年間（前年 8 月 1 日から 7 月 31 日で計算、初回の計算期間は 2026 年 8 月 1 日～2027 年 7 月 31 日）にかかった自己負担の合計額が年間上限の金額を超えた場合、超えた金額が「高額療養費」として支給されます。

高額療養費制度には「多数該当」という仕組みがあります。これは直近 12 ヶ月に 3 回以上高額療養費に該当した場合、4 回目以降の自己負担限度額を引き下げる制度です。

ただし、継続的に医療費がかかっても各月では上限額に届かず、多数該当の対象にならない場合は医療費負担が大きくなってしまいます。このような方は、年間上限の新設により医療費負担が軽減されることになります。

高額療養費の自己負担限度額(2026 年 8 月より)

(70 歳未満)

区分		自己負担限度額	
	標準報酬月額	月額上限	年間上限
ア	83 万円以上	$270,300 \text{ 円} + (\text{医療費} - 901,000 \text{ 円}) \times 1\%$	168 万円
イ	53 万～79 万円	$179,100 \text{ 円} + (\text{医療費} - 597,000 \text{ 円}) \times 1\%$	111 万円
ウ	28 万～50 万円	$85,800 \text{ 円} + (\text{医療費} - 286,000 \text{ 円}) \times 1\%$	53 万円
エ	26 万円以下	61,500 円	53 万円
オ	低所得者	36,900 円	29 万円

※年間上限:前年 8 月～7 月の 12 ヶ月で計算。初回の計算期間は 2026 年 8 月～2027 年 7 月。

(70 歳以上 75 歳未満)

区分		自己負担限度額		
		個人ごと (外来)	世帯ごと (外来+入院)	
			月額上限	年間上限
現役並み 所得者 (負担割合 3 割)	現役並みⅢ (標準報酬月額 83 万円以上)	270,300 円 + (医療費 - 901,000 円) × 1% [多数該当 140,100 円]		168 万円
	現役並みⅡ (標準報酬月額 53 万～79 万円)	179,100 円 + (医療費 - 597,000 円) × 1% [多数該当 93,000 円]		111 万円
	現役並みⅠ (標準報酬月額 28 万～50 万円)	85,800 円 + (医療費 - 286,000 円) × 1% [多数該当 44,400 円]		53 万円
一般 (負担割合 2 割)	標準報酬月額 26 万円以下	22,000 円 <年間上限 216,000 円>	61,500 円 [多数該当 44,400 円]	53 万円
低所得Ⅱ	市町村民税非課 税等	11,000 円 <年間上限 96,000 円>	25,700 円 [多数該当 24,600 円]	29 万円
低所得Ⅰ	一定所得以下 (年金収入 82.65 万円以下等)	8,000 円	15,700 円	18 万円

※年間上限: 前年 8 月～7 月の 12 ヶ月で計算。初回の計算期間は 2026 年 8 月～2027 年 7 月。